

災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、佐久市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐久市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲からの判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後速やかに判定等を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、判定等に從事する場合、その活動の内容及び状況並びに從事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に從事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき、判定等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、佐久市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第188号）の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

（経費等の請求）

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費等の支払）

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が相当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年4月8日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めてない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年4月8日

佐久市中込3056番地

甲 佐久市

佐久市長

三浦大助
長野県佐久市長印

佐久市跡部65番地1

佐久合同庁舎佐久地方事務所内

乙

社団法人長野県建築士会佐久支部

支部長

赤尾靖雄
長野県佐久支部印